

椎葉村伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この事務取扱要領は、椎葉村における森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第 10 条の 8 第 2 項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（以下「状況報告」という。）、林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアルについて」及び宮崎県伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務処理等マニュアル（平成 29 年 8 月 29 日付け 24955-1571 定め。）に係る事務に必要な事項を定め、もって、伐採等の実態を的確に把握し、適正な森林施業の実施や誤伐及び盗伐の防止を図る。

第 2 伐採等届出の事務処理

- 伐採等届出の事務処理は、この事務取扱要領に基づき行うものとする。
- 椎葉村は、事務取扱要領の内容を森林所有者や伐採事業者等に周知し、適正かつ円滑な伐採等届出の事務処理を行うものとする。
- 伐採等届出は、「伐採及び伐採後の造林の届出書 記載例」（様式第 1 号）を参考に記載し、提出するものとする。
- 伐採等届出に添付する書類は、次の表によるものとする。

	添 付 書 類		備考
1	誓約書	様式第 2 号	必須
2	伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト	様式第 3 号	必須
3	届出対象森林の位置図及び区域図	位置図：届出対象となる森林の位置を特定できる図面 区域図：伐採する森林の区域の外縁を明示した図面（森林計画図、字図（重図）、地籍図など） ※区域図により森林の位置が特定できる場合は、位置図を省略できます。	必須

4	届出者である法人・団体・個人の証明となる書類	法人：登記事項証明書や法人番号を記した書類など法人が実在することを証明する情報を記載した書類等やその写し 団体：代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 個人：住民票の写し、個人番号カードの写し、運転免許証の写しなど、氏名及び住所を証する書類の写し	必須
5	届出対象森林の土地の登記事項証明書（準ずるものを含む。）	土地の登記事項証明書、土地売買契約書、固定資産税納税通知書、遺産分割協議書、贈与契約書などの写し	必須 ※1
6	届出者が届出対象森林の土地に隣接する森林の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	届出者と隣接森林所有者の双方が署名した境界確認に関する書類、隣接森林所有者の現地立会写真など	※2
7	届出対象森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可等を必要とする場合の申請状況等を記載した書類（様式は任意）	申請中又は申請前の許認可については、許認可等の種類、申請行政庁及び申請（予定）年月日を記載した書類。なお、既に許認可等があったものについては、その写し。	該当する場合
8	届出者が土地の所有者でない場合、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類	立木売買契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、立木の登記事項証明書などの写し	該当する場合 ※3
9	搬出計画図	搬出経路を明示した搬出計画図 位置図又は区域図に搬出経路を図示した場合は不要。	※4
10	前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類		該当する場合

※1 森林の土地の所有者との権原関係を証する書類を添付することが困難な場合には、森林の土地の所有権または伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面を添付させることとします。

※2 下記に該当する場合、その添付を省略することができます。

- (1) 路網の作設や施設の保守等のため、線状や単木的な伐採を行う場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- (2) 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵などの地物により境界を判断できる場合、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、林相等により境界が明らかな場合、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合など

(3) 伐採開始時まで境界確認を行うことを明らかにした書類や、業界団体等が作成した行動規範等に基づく境界確認を行うことを明らかにした書類（境界確認に係る誓約書等）を提出した場合。ただし、届出者が過去3年の間に伐採に係る指導、勧告、又は命令を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は、添付の省略は認められません。

また、隣接所有者と連絡がつかない場合など特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させることとします。

※3 森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面を添付させることとします。

※4 位置図又は区域図に搬出経路を図示した場合は、提出不要です。

4 椎葉村は、伐採等届出に記載された内容が椎葉村森林整備計画に適合するときは、適合通知書を、それ以外のときは確認通知書を届出者に送付するものとする。

5 椎葉村は、伐採等届出に記載された内容が椎葉村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を文書等で指導し、その指導に従わない場合には、伐採等届出者に対し「変更命令」を行うものとする。

ただし、伐採の目的が森林以外の用途への転用を行うものである場合には、伐採の方法が椎葉村森林整備計画に適合していないものであっても、変更命令の対象としない。

6 椎葉村は、伐採等届出者が「変更命令」に従わず伐採を続けた場合には、「無届伐採」として告発の対象となることを、伐採等届出者に周知する。

第3 伐採等届出の変更届出に係る事務処理

1 伐採等届出者は、伐採等届出の記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じてから14日以内に「伐採等届出に係る変更届出書」（様式第2号）により、椎葉村へ報告するものとする。

【届出内容変更例】

- ・ 森林の所有権等権原を有する者が変わる場合
- ・ 伐採、あるいは開発する面積が変わる場合
- ・ 伐採の方法が変わる場合（択伐から皆伐等）
- ・ 伐採する樹種や林齢が違っていた場合
- ・ 伐採後の造林の方法や期間、造林樹種が変わる場合
- ・ 伐採だけの届出であったが、開発を伴う計画となった場合
- ・ 伐採跡地の用途が変わる場合
- ・ その他上記に該当しない変更の場合

※ 伐採箇所が変わる場合には、その旨連絡し、新たに伐採等届出を行うこと

2 椎葉村は、上記の提出があった場合には、第2「伐採等届出の事務処理」に準じて処理を行うものとする。

第4 伐採届旗の交付、掲揚、期間

- 1 椎葉村は、1ヘクタール以上の伐採届出の提出があり、森林所有者等から届出書を受領し、その伐採方法が皆伐であって、森林整備計画に適合すると認めるときは、適合通知書又は確認通知書と併せ、伐採届旗を交付するものとする。ただし、伐採箇所の状況等により交付が必要と認められるものについては、この限りではない
- 2 前項の規定にかかわらず、森林経営計画等に基づく伐採については、認定請求者（法第11条第1項の規定による認定の請求をしようとする者をいう。）からの伐採届旗交付申請書（様式第6号）の提出に基づき、伐採届旗を交付するものとする。
- 3 村長は、伐採届旗の交付状況を把握するため、伐採届旗管理簿（様式第7号）を備え付けるものとする。
- 4 伐採を開始する際には、伐採する森林に交付のあった伐採届旗を周辺から分かりやすい場所に掲揚するものとする。
- 5 適合通知を受領した申請者は、伐採届旗の近くに、市町村名、申請者の氏名又は会社名、適合通知番号、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識（別図2）を設置するよう努めるものとする。
- 6 伐採等届出者及び伐採等届出交付申請者は、設置された伐採届旗を伐採開始から伐採終了後まで掲揚し、伐採期間中は伐採届出旗の紛失、破損防止に努めるものとする。

第5 状況報告の事務処理

- 1 森林所有者（造林者）は、人工造林又は天然更新による造林が終わった日から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（様式第4号）により椎葉村農林振興課へ報告するものとする。
- 2 椎葉村は、上記の報告を受けた場合には、現地調査又はその他の方法により森林の状況を確認するものとする。
なお、必要があると認められる場合には、森林所有者（造林者）に立会を求めることができる。
- 3 森林所有者（造林者）は、天然更新による造林が宮崎県天然更新完了基準（平成19年10月、平成24年2月定め。）を満たしていない場合には、椎葉村森林整備計画に基づき、植栽等により確実に更新を図るものとする。

附 則

この事務処理要領は、平成30年4月1日から施行するものとする。

附 則

この事務処理要領は、令和5年10月1日から施行するものとする。

附 則

この事務処理要領は、令和6年9月1日から施行するものとする。